

2025年2月（修正）

2023年9月 初出

歴史から見たラテンアメリカのかたち：その4

－啓蒙思想を灯火に独立するも－

渡邊利夫 *

【要旨】 ラテンアメリカの独立は19世紀初めにナポレオンのイベリア半島侵攻がきっかけに始まった(但しフランス領ハイチはフランス革命が原因)。スペインで国王が退位されると、イスパノアメリカ各地で「政務委員会」ができ、独立運動になった。運動はボリバル軍がカラカス、サン・マルティン軍がブエノス・アイレスから植民地体制の牙城であるペルーを攻める形で進んだ。同じ頃イダルゴが独立の狼煙をあげたメキシコでは一旦挫折するが、後にクリオーリョ層が主導する形で実現した。ブラジルの場合は、ポルトガルを占領されて国王が避難してきたことで始まるという王室の分離方式であった。この稿でも国際政治との脈絡で見る。ラテンアメリカとの貿易を考える英國はスペインの「摂政政府」を助けながらも独立運動も支援し、米国は「モンロー宣言」を出して独立運動を助けた。

独立運動の思想的背景はフランス革命を起こした啓蒙思想であった。独立は1800年前後に大西洋の両岸で起った革命と位置付けられているが、ラテンアメリカの場合、植民地時代からの封建主義やカウディーリョ主義が強く残り、独立してもすぐさまアメリカ合衆国のように自由な平等な市民による民主的な政治にならなかった。

キーワード：ナポレオンのイベリア半島侵攻、カディスの「摂政政府」、啓蒙思想と独立運動、王室の分離で独立したブラジル、中途半端に終わった民主主義。

* ラテンアメリカ・カリブ研究所上級研究員。1970年外務省入省、スペインを皮切りに米国、ブラジルを含むラテンアメリカ各国で勤務後、2010年から12年まで在ボリビア日本国大使。1986年ジョンズ・ホプキンス高等国際問題大学院(SAIS)留学。退官後南山大学などで非常勤講師。現在は先行研究に照らして現地で見聞した知識を整理する仕事をしている。本稿で示された見解は著者個人のものであり、ラテンアメリカ協会の見解を反映するものではない。正確を期したが、誤りがあれば筆者の責に帰す。

はじめに

ラテンアメリカの独立は 19 世紀初めに起った。この独立をもってラテンアメリカの近代史が始まる。契機となったのは、1808 年 3 月にナポレオン軍がマドリッドに入城し、カルロス四世(治 1788-08)とその長子のフェルナンド七世(治 1808 および 1813-33)が退位させられたことである。その時スペインの民衆は「中央評議会」を作り抵抗運動を始めるが、1810 年 1 月にそれを引き継いだカディスの「摂政政府」が人民を代表していないとして、植民地側はその合法性に疑問をもち、カラカス(1810 年 4 月)、ブエノス・アイレス(5 月)、ボゴタ(7 月)、サンチャゴ・デ・チレ(9 月)、キト(9 月)などで「政務委員会」を開き独立運動を始めた。メキシコでは 1810 年 9 月に司祭のミゲル・イダルゴが先住民を集めてスペイン人に対する反乱を呼び掛けた。「カディス議会」は、植民地にとって不公平な議席配分で自治などの要求を認めなかつたばかりか、1813 年にフェルナンド七世が絶対王政を復活させると、議会の制定した憲法を無効とし、「ヌエバ・グラナダ副王領」に王党軍を派遣し、失地回復を図ろうとした。こうした事態に植民地側は本国に対する幻滅と反発を深め、独立運動を本格化させた。

ブラジルの場合は 1807 年のナポレオン軍のポルトガル侵攻が独立の発端であった。その時に国王一族はブラジルに避難した。英軍の助けて本国を取り戻すと、ジョアン六世(治 1816-1826)はリスボンに戻ったものの、ブラジルを再植民地化しようしたことから、残っていたドン・ペドロ王子が 1822 年に独立を宣言した。こうしてブラガ

ンサ王朝から分離という形で新帝国が誕生した。

日本の高等学校の世界史の教科書は、こうして始まったラテンアメリカの独立をどのように説明しているか。それはアメリカ合衆国の独立革命やフランス革命につづく「環大西洋革命」の一環であり、植民地生まれのスペイン人であるクリオーリョがヨーロッパの啓蒙主義思想の影響の下で、ナショナリズムを背景に独立運動を始めたとしている(山田・鈴木 2022 p.iii)。本稿はこの見方に対し実態がどうであったかを考える。

1. 独立前のイスパノアメリカ

保守的な知的環境

植民地時代のイスパノアメリカでは、「新大陸」の在来文化との融合が進むものの、キリスト教とスペイン文化が公式なものとされ、本国から文物が輸入された。植民地には、1538 年に最初の大学であるサント・トマス・デ・アキノ大学がサント・ドミンゴ(ドミニカ共和国)に創設され、1551 年にはリマ(ペルー)のサン・マルコス大学およびメキシコ大学が創設されるなど、約 20 の大学が設立された。ポルトガル領ブラジルで大学ができるのは独立後のことである。イギリス領の北米植民地には総合大学に近い教育機関が 9 つあった。これらの大学は主にクリオーリョのためのものであったが、修道士が布教の目的もあってメスティソ(先住民との混血)や先住民のために学校を作った。スペイン語で『インカ皇統紀』(1609 年刊)を書いたガルシラソ・デ・ラ・ベガなどの知識人も生まれた。このようにスペインが早くから学問を奨励していたのは注目

されてよい。

もっとも植民地で学問に向かう姿勢は独創性に欠け、「新機軸を開いたりすることよりもむしろ、かぎられたテーマにますます関心を払い、記憶し、言辞を弄することに主眼がおかれた」(ギブソン 1981 p.140-141)。それでも 17 世紀になると優れた作家も現れるようになり、本国人の価値観に対する批判的な作品も現れた。しかしヨーロッパの思想や運動のような自由主義的傾向はなかった。概して社会一般に無関心で形式主義であった。というのもスペインの植民地体制の維持が基本で階級が固定化し保守的な傾向が強かったからである。それでも植民地時代末期になると、啓蒙思想の影響を受けた人が出た。だが、当局は変化と名のつくものすべてに疑惑の目をむけ、「革新を避けよ」というのが、独立前夜までの思想傾向であった(ギブソン 1981 p.143)。

クリオーリョの不満

ここで独立運動の背景になったクリオーリョの不満について書く。植民地では本国生まれのペニンスラールと現地生まれのクリオーリョとの間で婚姻などにより融合が進んでいたとはいえ、少なからず対立があった。本国は、植民を始めた当初より「新大陸」が地理的に遠くて目が届かず、現地が勝手なことをするのではないかとの懸念を持ち、行政や教会の上位ポストにはペニンスラールを就けた。彼らは、自分たちの方がクリオーリョよりも上であると自負していた。クリオーリョは本国出身ということだけで特権意識をひけらかすペニンスラールに対し反感を持ち、陰で“ガチュピン”とか、“チャペトン”とか蔑称で呼んでいた。

クリオーリョは、スペインの君主体制、カトリック教会、植民地統治を受け入れていたものの、官僚の腐敗や自由な通商の禁止、過度な鉱業重視、製造業の禁止などに不満を持っていた。クリオーリョは土地を所有したり、鉱山を経営したり、商売などで蓄財した。行政機関のポストを買い、社会的ステータスの上昇を試みる者もいた。ところが 1750 年に本国の財務相エンセナダ侯爵が中央集権化を進めるために、クリオーリョの政治的進出を制限し、行政と教会のポストにペニンスラールを多く任命するようになると、行政組織や教会の中での榮達が限られ、不満を持った。

スペインにとって植民地は金のなる木であった。例えば豊かなメキシコの 1712 年の消費税「アルカバラ」の収入が年 300 万ペソであったものが、世紀末には 1400 万ペソになり、その内 600 万ペソを本国に吸い上げた(Lynch 1985 p.12)。他方植民地では、1650 年頃を境に人口の減少が止まり、工業の振興や域外への自由な輸出を求めていた。これに対し本国は 1800 年と翌年の王令で植民地に本国の産業を害するような工場を作ることを禁止したので不満を募らせた(Lynch 1985 p.19)。また 1765 年から 1789 年にかけてスペインは通商の玄関口であったカディス港に加えて 13 の港と植民地の 21 港との間で貿易、植民地間の通商を認めたが、それは植民地側が一次産品を輸出し、工業製品を輸入するという、本国経済を利することを目的とした。1793 年にスペインはフランス革命軍の侵攻を受け、1796 年 8 月の「サン・イルデフォンソ条約」によってフランスと講和したが、今度は英國と敵対した。するとカディス港が英國によって封

鎖され植民地との通商ができず、困ったスペインは翌年 11 月に「王令」で米国など中立国に植民地との貿易を開放した。それもヨーロッパに平和がくると、独占制度に戻した。

先住民の反乱

この時代に新世界の科学的探検をしたアレクサンダー・フォン・フンボルトによると、植民地時代末期の「ベネズエラ総督領」の人口 82 万のうち、白人は 20 万、先住民は 12 万、混血 40 万、黒人 10 万で(神代 2001 p.37)、非白人系の住民の方が多かった。また「ヌエバ・エスパニャ副王領」でも人口 680 万のうち 370 万以上が先住民であった(フンボルト 2003 p.281)。「ペルー副王領」では 111 万人の人口(1795 年)のうち、白人は 12 パーセントを占めるだけで、先住民は 58 パーセントであった(Lynch 1985 p.31)。こうした中で、ブルボン王朝は国庫収入を増やすために 18 世紀後半に植民地に地方官吏の「インテンデンテ」を派遣するなど中央集権化を進め、タバコ、酒、火薬、塩などに国の独占販売を広げた。また消費税である「アルカバラ」を様々な商品にかけたばかりか、時には 4-6 パーセントに引き上げた。こうして先住民は過重な課税、「レパルティミエント」とよばれる強制的な押し付け販売、「ミタ」と呼ばれる鉱山での過酷な強制労働によって不満を強めた。

その結果独占的なギブスコア会社に対する

敵意が原因になってカラカスの大暴動(1749-52)、キトの反乱(1765)、ペルーのトゥパック・アマルの乱(1780-82)、ボリビアのトマス・カタリの乱(1781)、「ヌエバ・グラナダ副王領」のソコロで「コムネロス」¹の反乱(1781)などが起こった。もっともこれらは民衆暴動であって独立運動ではない。最大の事件が、トゥパック・アマルの反乱であったが、彼は布告の中で、「paisanos とか compatriotas(土地の仲間よ)」と呼びかけ(歴史学研究会 2008 pp.102-103)、独立には触れていない。他方で 1806 年 8 月にベネズエラの独立の先駆者であるミランダがベネズエラを解放するためにラ・ベラ・デ・コロに 2 回目の遠征を行った際は、住民の決起を求めて“conciudadano(公民・市民)よ”と呼びかけた。啓蒙思想の洗礼を受けた彼には既に主権在民、自由という意識があったのであろう。なお 1795 年にハイチの独立運動に触発されてベネズエラのコロの町で二人の自由黒人²が起こした乱は、奴隸解放や共和制の樹立を目指していた。

これらの反乱はいずれもクリオーリョが体制側についたことから収束に向かう。体制側についたのは、日頃ペニンスラールが自分達を守ってくれるかどうか疑念を抱きながらも、先住民、黒人の反乱勃発で自分達の利益が損なわれることを知っていたからである。結局反乱が起こった場合頼りになるのは植民地体制であった。それはインディアンを駆逐したアメリカ合衆国の独立に

¹ 叛乱を起こした人々が「コムニダ」、つまりコミュニティ(共同組織)を作ったので、「コムネロス」(共同組織の人々)の乱と呼ばれている。

² この二人とはホセ・レナルド・チリーノとホセ・カリダ・ゴンサレスで、カリブ海を周遊し、フランスの思想やハイチの独立運動を学び、フランスの法、共和制、アルカバラ税の廃止などを要求した。

はない悩みであった。

クリオーリョの“アメリカ人”としての意識

植民地時代末期には、クリオーリョがペニンスラールをはるかに上回った。フンボルトによれば、1800年頃のイスパノアメリカの人口は1690万人で、その内白人が320万人であった。その中でペニンスラールは3万人か、せいぜい4万人に届くかどうかであった(Lynch 1985 p.26)。クリオーリョは、法の下には一応平等であるにもかかわらず「よそ者」のように不当な扱いを受けていたとして不満を持っていた。そこで次第に彼らはスペインとは祖国を異にする“アメリカ人”であるとの意識を持つようになった。この“アメリカ人”という意識は、交通困難、地理的多様性にもかかわらず、「新大陸」が広くスペインの植民地であったことから生まれたものである。「ヌエバ・エスパニャ副王領」を旅したフンボルトは、「地元民はクリオーリョという名称よりもアメリカ人という方を好む」と書いているが、その傾向はアメリカ独立革命の講和条約以来一層強まった(歴史学研究会 2008 p.197)。この“アメリカ人”としての意識は、一種のナショナリズムの萌芽といえなくもないが、ヨーロッパの啓蒙主義の影響から芽生えたもので、政治的ナショナリズムというよりは文化的意味で使われていた。ラテンアメリカで政治的ナショナリズムが生まれるのは、独立後の19世紀になってからである(Davis 1972 p.40)。

2. ヨーロッパからきた啓蒙主義の波

18世紀は啓蒙主義の時代

17-18世紀のヨーロッパで、経済・産業の発展、生活環境の改善に伴う人口の増加、自然科学の発達、産業革命などにより大きな社会変動が起こった。そうした時には新しい時代に合った発展や幸福を求める価値観や思想が生まれるものである。その新しい思想がイギリス、フランスで開花した啓蒙主義である。啓蒙主義者は、イギリスの哲学者フランシス・ベーコン(1561-1626)が科学による人類の救済、近代思想の父と呼ばれるフランスのルネ・デカルト(1596-1650)が理性による思考の普遍性と不变性、キリスト教のくびきからの解放、ジョン・ロック(1632-1704)が経験に基づく知識と科学を頼りに人類と社会の発展を唱えた。この動きが非合理的なアンシャン・レジームとしての絶対主義王政、キリスト教教会を批判し、大衆を啓蒙化して社会の変革を促すことになった。

政治理論では、『社会契約論』を書いたジャン・ジャック・ルソー(1712-1778)が、貴族が特権を享受する古い社会を批判し、人が生まれながらに持つ自明の理である自然権として自由平等、人民主権・共和主義、ヴォルテール(1694-1778)が中央集権的な啓蒙王政主義、モンtesキー(1689-1755)が『法の精神』で執行権を持つ政府、人民の意思を代表する議会、公正な司法が相互にけん制し合う三権分立、法の支配という議会主義的君主政を提唱した。啓蒙思想はドニ・ディドロ(1713-1784)が1750年代に新しい知識を載せて刊行し始めた『百科全書』によってフランスで広まり、行商人や下級聖職者を通じ民衆の中にまで浸透した。こうして彼らはこれらの原則の下で新しい立憲主義国家を築こうとした。ちなみに1789年に

フランス革命が始まる頃には自分の役目は終わったかとばかりに、これらのフィロゾフ達は社会から退場した。

イスパノアメリカに打ち寄せた啓蒙主義の波

18世紀にフランスで啓蒙思想が風靡する中で、イスパノアメリカは依然として保守的な社会であった。スペイン本国は教会を通じ書籍一般の輸入・流通および読むことを検閲した。王制や法律に対する敬意やカトリックの教義に反する書籍を出すことは処罰の対象であった。それでもこの地域はヨーロッパとの交流が盛んで、教育を握っていたイエズス会の修道院や大学、ヨーロッパに渡った上流階級の人々によって啓蒙主義の思想が植民地にもたらされた(Davis 1972 pp.27-29)。

最初に啓蒙主義の影響を受けたのは知識人たちであった。元イエズス会員で、カルロス三世(治 1716-1788)によってペルーから追放され、イタリア、ロンドンなどに住み、『イスパノアメリカ人への手紙』を書いたファン・パブロ・ビスカルド・イ・グスマン(1748-1798)、ベネズエラの独立の「先駆者」でアメリカ合衆国の独立戦争に従軍した経験を持ち、パリの凱旋門にその名が刻まれているフランシスコ・デ・ミランダ(1750-1816)、「ラテンアメリカ独立の父」と呼ばれたシモン・ボリーバル(1783-1830)、メキシコで最初に独立ののろしを掲げたミゲル・イダルゴ(1753-1811)、ヌエバ・グラナダの裕福な家庭の生まれで、フランスの『人権宣言』をスペイン語に翻訳し配布したアントニオ・ナリーニョ(1765-1823)らである。これらの解放者の中でも傑出していたのがシモン・ボリーバルで、彼は軍人であるばかり

りでなく、1819年の「アンゴストゥラ憲法」、1826年ボリビア憲法を起草するなど政治家であった。

当時スペインはまだ伝統的社會制度が根強く、經濟的にイギリス、フランスの後塵を拝していたことから、体制を維持し中央集権化を強めようとしていた。啓蒙主義思想の波が及んでも、その考え方は、啓蒙主義專制君主のロシアのエカテリーナ二世やプロイセンのフリードリッヒ二世などのように“全ては民衆のために、しかし民衆の参加なし”(アスティゲタ No.35 2000 p.60)というものであった。つまり啓蒙思想をベーコン以来の經驗主義、近代化、新しい自然科学、無知に対する科学技術の勝利、進歩のためのイデオロギーという「上からの近代化」の意味で使っていた(Lynch 1985 p.42)。

本国がこのような状況であったから、植民地のイスパノアメリカはブルボン王朝への信頼や伝統的なキリスト教信仰の封建的な考え方方が支配的なままであった。従って啓蒙主義が一般国民を啓蒙し、彼らを革命(この場合は独立)に駆り立てるることはなかった。啓蒙主義、特にルソーの政治思想が植民地に大きな影響をもたらすようになったのは独立運動が始まってからである(Davis 1972 p.35)。

3. 独立戦争の経緯

ナポレオンがイベリア半島に侵攻

啓蒙主義やアメリカ合衆国の独立、フランス革命によって植民地で政治意識の高まりがあったとしても、これらは独立運動の直接のきっかけではなかった。フランス革命から 1810 年に独立運動が始まるまでに

20年余のタイムラグがある。それでは契機になったのは何か。

1889年にフランス革命が始まって、国内で諸派の争いを対外関係に向けさせるために革命の輸出とネーデルラントへの侵攻が始まると、1793年2月に第一次対仏大同盟が結成された。この同盟に参加したスペインは1794年にフランス軍の侵攻を受け、カルロス四世とゴドイ宰相はフランスとの和平に転じた。1798年に第二次対仏大同盟が結成され、エジプト遠征より急遽帰国したナポレオンは、1800年11月にクーデタを起こし第一統領になった(1802年終身統領、04年世襲皇帝)。ナポレオンはフランス工業の保護・育成のためにイギリス商品が大陸へと入ってくるのを阻止しようと、1806年11月に英國船がヨーロッパ大陸の港に入港することを禁止する「ベルリン勅令」を出した。1805年に「トラファルガー沖の海戦」で艦隊の大半を失いイギリスに侵攻できなかつたからである。その大陸封鎖の破れをふさぐためにイギリスと友好関係にあるポルトガルを1807年10月に攻めたばかりか、スペインを支配下におこうとミュラ軍を使って1808年3月にマドリッドを占領した。フェルナンド七世を退位させ、カルロス四世に王位を一旦返還させた後、1808年6月に兄のホセ一世(治 1808-1813)を王に据えた。これが独立運動の始まる契機であった。

立ち上がる植民地

この事態の展開にスペインの民衆はアラ

ンフェスに設立された「中央評議会」の下で抵抗運動を始めた。植民地のクリオーリョはその動きに一喜一憂した。「中央評議会」は次第にスペイン南部のカディス港に追い詰められていく。当初は植民地の人々もフェルナンド七世に対する忠誠心を示していたが、その気持ちは次第に独立に傾いていく。1810年1月にカディスで「中央評議会」が「摂政政府」になると、日頃からスペイン統治に不満を募らせていたクリオーリョは、その成立の仕方がおかしいと異を唱え³、各地で「政務委員会」を立ち上げた。各地に「政務委員会」ができたのは、後にイスパノアメリカが複数の国として誕生するのを予感させる。主要な拠点は「ヌエバ・エスパニャ副王領」のメキシコ、「ベネズエラ軍事総監領」のカラカス、「リオ・デ・ラ・プラタ副王領」のブエノス・アイレスであった。そして南米大陸の独立闘争は、独立軍がカラカスとブエノス・アイレスからスペイン植民地体制の牙城である「ペルー副王領」へと攻め上る形で進んだ。

各地の独立運動

まず南米北部の独立運動の拠点になったカラカスである。この地域は貴金属を産出しなかつたために長くスペイン本国にすれば辺境の地であった。それでも18世紀にカカオとタバコ、コーヒー、砂糖、綿花生産などで繁栄するようになり、1777年に「ベネズエラ軍事総監領」になった。カリブ海の英国、フランス、オランダ領に近いこともあつ

³ 国王が譲位すると、主権は共同体に返されるというのが古来スペインの伝統であった。ナポレオンが侵攻した時にスペインではこの思想から「中央評議会」が民衆の抵抗の拠点となった。評議会はナポレオン軍に追い詰められてカディスに逃れた。権力を引き継いだ「摂政政府」は、人民によって選ばれたものではなかつたことから、その合法性に疑問があつた。

てヨーロッパの思想的影響を受けた。ベネズエラ独立の「先駆者」と呼ばれるフランシスコ・ミランダは、アメリカ合衆国の独立戦争に参加した経験を持ち、1806年4月にペルト・カベーリョに侵攻したが、撃退された。「摂政政府」が樹立されると、カラカス市の有力者たちはその権威を認めず、1810年4月にナポレオン寄りの軍事総監を追い出し、「ベネズエラ諸州でフェルナンド七世の権利を守る最高評議会」と呼ばれる「政務委員会」を設置した。「カディス議会」が植民地からも代表を送るようにとの通知が届くと、カラカスの大聖堂で開かれた「国民議会」はミランダ等の急進派の「愛国者協会」の声に押されて、1811年7月に独立を宣言し、12月にはイスパノアメリカで初の「ベネズエラ諸州連邦憲法」を制定した。しかしフェルナンド七世が復位すると王党派が勢いを増し、この最初の「ベネズエラアメリカ連邦」も1年余しか続かなかった。その後は1813年8月にカラカスを取り戻したシモン・ボリーバルを中心になって南米北部の3ヶ国、ペルー、ボリビアの解放闘争を進めた。

次にアルゼンチンのブエノス・アイレスの動きである。ここも植民地時代は長く遅れた地域であった。やっと17世紀からボリビアからの銀とヨーロッパとの密貿易、18世紀半ばからは大草原パンパで生産される牛皮で栄えるようになる。その結果1776年に「リオ・デ・ラ・プラタ副王領」が置かれた。まだ独立運動が始まる前のことではあるが、1806年6月にイギリスの南アフリカ遠征軍がブエノス・アイレスに侵攻するという事件を起こした。その時はソブレモンテ副王が内陸に逃れたのに対し、サンティ

アゴ・デ・リニエルスに率いられたクリオーリョが英國軍を撃退し、住民に大きな自信を与えた。1810年5月にスペインで「中央評議会」から「摂政政府」に代わったとの報を受けると、人民によって選出されていない「摂政政府」を認知しないとする立場をとった。市の有力者達は「公開市参事会」を開催し、「フェルナンド七世の名においてリオ・デ・ラ・プラタを統治する臨時評議会」を樹立し、シスネロス副王を辞任せた（「五月革命」）。もっとも「フェルナンド七世の名において」という言葉は、すぐに削除された。その後ホセ・デ・サン・マルティン将軍が独立闘争の中心になり、南米南部、チリ、「ペルー副王領」を解放する。ブエノス・アイレスは1816年7月にトゥクマン市で独立宣言を発し、1819年4月に「南アメリカ諸州連邦憲法」を制定した。ちなみに「リオ・デ・ラ・プラタ副王領」であった地域は地域間の対立から一つの国としてまとまることができず、南アメリカ諸州連邦（アルゼンチンのこと）、パラグアイ、ウルグアイの3カ国になる。

メキシコの独立の場合は少し様相が異なる。1808年3月にフェルナンド七世が退位させられると、6月にその一報が「ヌエバ・エスパニャ副王領」に届き、開かれた「市参事会」はフェルナンド七世に対する忠誠を誓うだけに終わった。そうした中で中部グラナファト地方のドローレス村の司祭ミゲル・イダルゴが独立の謀議が露見したとの知らせで、急遽1810年9月に独立を呼び掛ける「ドローレスの叫び」をあげた。その時司祭は、副王領の高官たちが王国を無神論のフランスに売り渡そうとしており、自分の利益しか考えず、邪悪な“ガチュピン”

の支配を終わらせ、自分たちの議会を立ち上げようと叫んだ。彼に率いられた農民らの軍はメキシコ市に向けて進軍するが、規律が乱れ、やがて副王軍によって鎮圧された。その後は、彼がミチョアカン州の首府バリヤドリ(現在のモレリア)でサン・ニコラス学校の総長を務めた時の教え子であるホセ・マリア・モレロスがその後を引き継ぎ、南部でゲリラ戦を続けた。そして 1813 年 11 月に「国民議会」が「北アメリカ独立宣言」を採択し、1814 年 10 月に「アパチンガソ憲法」を公布した。ところが彼は副王軍によって捕らえられ 1815 年 12 月に銃殺された。メキシコが最終的に独立するのは、クリオーリョ層が自治を求めたにもかかわらず、本国の認めるところとならず、副王軍の大佐であったアグスティン・デ・イトゥルビデが 1821 年 2 月に「イグアラ計画」を発表し、同年 9 月に独立を宣言するなど、クリオーリョ層が独立に舵を切った時からである⁴。

独立運動をまとめると

このような植民地の独立に向けての蜂起とその後の経緯をみてみると、スペイン領アメリカの独立運動は、①クリオーリョがスペインに対する不満を高める中で、ナポレオン軍のスペイン侵攻によって国王が譲位させられるという政治変動がきっかけになったこと、②エクアドルでは 1809 年 8 月

に地域の統合自立を目指す「最高政務委員会」ができたものの、本格的な独立運動始まるのは、カラカス、ブエノス・アイレスで 1810 年の「摂政政府」の樹立、もう少し詳しく述べると、国王が不在になった場合権力は国王から「共同体」に返されるという伝統がスペインにあって(中川 2000 pp.78-79)、植民地側は「摂政政府」が人民を代表していないとみて「政務委員会」を立ち上げたこと、③(司祭のイダルゴ、モレロスが独立に向けて反乱を起こしたメキシコのケースを除いて)独立運動はクリオーリョが主体になって進められたこと、④本格的な独立戦争になったのは「カディス議会」で植民地の議席数が不当に差別され、自治も認めてもらはず、1814 年にフェルナンド七世がスペインに戻って 5 月に王令で「カディス議会」と 1812 年憲法を無効とし、軍を使って植民地体制の復活をしようとしてからであった。

4. 国際政治のなかの独立運動

次に独立運動と国際政治との脈絡について述べる。独立に向けての軍事闘争は現地で行われたが、彼らが気を配ったのが国際社会の一員として国家承認を得ることであった。ヨーロッパはナポレオン戦争で混乱していたが、植民地が独立すれば貿易を自由にできるようになることからこれを歓迎

⁴ 砂糖を輸出して「カリブの真珠」といわれたフランス領ハイチの独立については、1789 年 7 月フランス革命が始まり、8 月に議会が「人権宣言」を採択するが、そこに黒人奴隸は含まれていなかった。そこでそれを不満に思うトゥサン・ルヴェルチュールが 1791 年 8 月に奴隸の解放をめざして暴動を起こした。ところが 1799 年 12 月に第一執政となったナポレオンは革命が終わったとして奴隸制の復活する方針を打ち出すと、暴動は独立運動に発展し、1803 年 11 月に独立を宣言した。ラテンアメリカで最初の独立国である。

した。しかし問題はスペインの立場にも配慮しなければならないことであった。独立運動との関係で特に影響力を持っていたのが英、米であった。他のヨーロッパ諸国が独立運動にどのように係わったかについても視野に入れつつ説明する。

独立運動を巡る英國の態度と駆け引き

〔英國の「新大陸」への関心は貿易〕英國は、「新大陸」がスペインの植民地であった時代からアフリカの奴隸、北米のタバコ、カリブ海の砂糖などの貿易を大きく伸ばしていた。これが所謂「イギリス商業革命」である。その後事情が変わったのは、産業革命(1760-1830年)で工業生産力を飛躍的に伸ばしたことである。北米で綿花の栽培が始まり、綿織物業がめざましい勢いで成長し、ヨーロッパ、東アジア向けに輸出されたのもこの頃である。それにつれて食料・原料の供給地、製品の市場を確保する必要ができた。時代は政治的領有で通商を独占し富を生み出す重商主義から自由な貿易の時代に移行しつつあった。

〔スペインの「摂政政府」を支援する英國〕1810年からイスパノアメリカで独立運動が始まる。その時英國にとってヨーロッパでナポレオンの脅威に備えるのが喫緊の課題であった。そこで英國はスペインの「中央評議会」と軍事同盟を結んで、ナポレオンに対抗しようとし、1809年7月にポルトガルで戦っていたアーサー・ウェルズリー(1812年にウェリントン卿)をスペインに転戦させた。翌年1月にカディスで「摂政政府」が樹立されるとこれを支援し、1812年8月にウェルズリーの軍はマドリッドを占領した。このような状況から英國として

は植民地側から独立の支援を求められても、「摂政政府」の意を斟酌して公然とは独立軍側を支援できなかった。

その一方で英國は、ナポレオンの「大陸封鎖令」により大陸市場と米英戦争(1812-14)によって北米市場を失ったのは大きな痛手で、将来ラテンアメリカ市場が重要になることはよくわかっていた。もっとも軍事力を行使してまで植民地にする気はなかった(Kaufmann 1967 p.53)。「摂政政府」にとつて英國の支援が存立の生命線であるにもかかわらず、「カディス議会」はラテンアメリカとの自由な貿易を認めなかつた(Costeloe 1986 pp.129-130)。そこで英國は「摂政政府」に対して貿易が許されることを条件に1811年5月にウェルズリーを介して和平の仲介を申し出た。斡旋は翌年にかけて行われたものの、「摂政政府」が力づくでも植民地の回復を考えていたことや貿易の独占を放棄したくないカディスの商人が和平交渉に色々な難癖をつけたことから、英國も斡旋を諦めざるを得なかつた(Costeloe 1986 pp.195-200)。その一方で英國は、フランス、米国、ロシアなどがイスパノアメリカの独立の動きに干渉したり、植民地化したりすることには断固反対であった(Miller 1993 p.38)。独立運動をスペインと独立軍との間の問題に留めておきたかった。

〔ナポレオンの没落〕ロシアのアレクサンドル一世(治1801-1825)は、1805年の「第三次対仏同盟」に参加してナポレオンと戦ったものの、1805年12月のオーステルリツの「三帝会戦」で大敗北した。そこで1807年7月の「ティルジットの和約」によってナポレオンの大陸封鎖に加わった。

それはロシアにとって英國商人を介して貿易ができなくなることを意味し、ロシア国内で砂糖などの物価騰貴や税収源やルーブル貨の下落を招いた(Bartley 1978 pp.31-35)。そこで皇帝は「大陸封鎖令」に反して中立国の船舶に自国の港を開放するなど英・スペインに接近した。それが英國との同盟関係に発展する(Bartley 1978 p.100)。するとナポレオンはそれに憤り、1812年6月にモスクワ遠征に乗り出した。しかしロシア側がこの「祖国戦争」でモスクワの町を焼いて退いたことから、冬将軍を前にナポレオンは撤退せざるを得なかった。そして1813年10月のライプチヒの戦いで対仏大同盟軍に敗北した。1814年4月に退位させられ、地中海のエルバ島に流された。一度はフランスに戻ったものの1815年6月のワーテルローの会戦でウェリントンが率いる連合軍に敗れて大西洋の孤島英領セント・ヘレナに流罪となった。

[「ウィーン体制」時代の英國]ナポレオンが政治の舞台から退出し、新しい国際秩序を確立するために開催された「ウィーン会議(1814-1815)」は、ヨーロッパをフランス革命以前の状況に戻すという「正統主義」が原則となった。スペインではフェルナンド七世がマドリッドに戻りブルボン王朝が復活し、独立運動を巡る国際政治も転機を迎えた。

その時英國は、大西洋の制海権を握っているという有利な立場であった上に、ナポレオンの脅威がなくなったことから、独立派との関係構築に乗り出しても良さそうなものだが、英外相のカースルレーは、フェルナンド七世が再植民地化に執着しており、フランス、ロシア、中欧との勢力均衡に配慮

しながらヨーロッパの平和を保つことを優先した(Kaufmann 1967 p.78)。そして1814年7及び8月にはスペインとの間でラテンアメリカとの貿易制限が緩和される場合には英國を好待遇するコミットと引き換えに、独立派に武器を供与しないことを約束し、同盟関係を更新する条約に署名した(Costeloe 1986 p.200)。

[「新大陸」との関係を重視し始める英國]ところが1816年にブエノス・アイレスは「南アメリカ諸州連合」の独立を宣言し、同じ年にボリーバルがベネズエラで独立運動を再開すると、軍事バランスは次第に独立軍側に有利に展開し始めた。このような中でカースルレーは、いつまでもスペインが貿易の自由を認めないとに対する不満から、公然と独立軍寄りの姿勢をとることは控えたものの、貿易の促進には独立を認めるのが最善の道であると考えた。その一方でフェルナンド七世がロシアのアレクサンドル一世を頼りにし始めたので、カースルレーは1817年8月に貿易自由化等の条件が満たされなければ、国際社会が仲介に乗り出すことに賛成できないとの「秘密メモ」を送付して大陸諸国がスペインを支援することを牽制した(Costeloe 1986 p.207)。

フランスから占領軍の撤兵問題を話し合うために1818年9月に「エクス=ラ=シャペル会議」が開催された。この会議からフランスも「五国同盟」の一員になることを認められたが、カースルレーは、この会議でスペインからの働きかけを受けたアレクサンデル一世がフランスと図って武力や経済制裁を使ってでもスペインの植民地回復を助けようとしたので、これに強硬に反対しこれを阻止した(Bartley 1978 pp.120 & 128-

129)。他方で会議に招聘されなかったフェルナンド七世は、1818年秋に列強に斡旋を求める方針から、ヨーロッパ諸国の支援がなくとも軍事力による植民地回復をするタカ派路線をとる決断をし、ラ・プラタ地域に遠征軍を派遣する準備を始めた。

[独立軍が優勢になりカニングは独立の承認へ舵]この頃から英国は、国内世論の高まりもあって独立軍寄りの態度をとるようになり、国内の資本家と独立軍の間で行われた水面下の借款交渉やボリーバル等が英國とアイルランドで軍人をリクルートし武器・弾薬を調達したり、1818年にT. コクランがチリの独立運動に参加したりしても見て見ぬふりをした。

この状況下で1820年1月にカディスの南米遠征軍内で反乱が起こった。これが引き金になって、スペインで自由主義・立憲派の政府が誕生した。しかしこの政府も植民地の独立を認めることには反対の立場で、ヨーロッパ列強に国家承認と受け取られるような政策をとらないように要請した。しかし前年から独立の承認を考え始めていたカースルレーは、この頃軍事情勢が独立軍側に決定的に有利になってきているとの判断もあって、スペインにいつまでも国家承認を待つわけにはいかないと伝達した(Miller 1993 p.37)。そして国内の自由な貿易を求める声に応え、1822年5月に南アメリカの国旗を掲揚した船舶が英國の港に入るのを承認したばかりか(Waddell 1985 p.210)、6月に米国のモンロー大統領が「グ

ラン・コロンビア」の外交使節を接見するなど国家承認をする動きを示すと、9月に英国外相となったジョージ・カニングは、独立を支持する旗色を一層鮮明にした(Kaufmann 1967 pp.138-139)。そして1822年10月から11月にイタリアで開催された「ヴェローナ会議」で、英國代表のウェーリントン公爵が独立を承認する時期になったと述べるまでになった。これに対し各国はフェルナンド七世のアメリカ植民地領有を認め、同国王が「新大陸」を諦めない限り独立を承認するべきではないと主張した(Costeloe 1986 p.214)。英國は「五国同盟」で孤立し、実質的に同盟から抜けることになった。

[フランスの動きを懸念する英國]その当時カニングが最も懸念したのはフランスの動きであった。「ヴェローナ会議」でウェーリントン公爵が反対したにもかかわらず、フランスは同じブルボン家のよしみでフェルナンド七世の絶対王政への復活を手助けしようとスペインに干渉することを決めた(Kaufmann 1967 pp.141-142)。フランスが1823年4月から9月にスペインに派兵すると、英國はフェルナンド七世の再植民地化を手助けするのではないかと危惧した。そんなこともあるって1823年8月にカニングは、米国に共同でフランスが支援することに反対するという宣言を出すことを持ちかけるが、10月にポリニヤック駐英大使との会見でそれが杞憂に過ぎないと確認すると⁵、カニングはラテンアメリカとの貿易(全貿易額におけるシェアは15%)を重視

⁵ この提案を受けると米国はその対応を検討する。他方カニングは、フェルナンド七世の再植民地化に対するフランスの支援が杞憂であるとわかると、提案に対する関心を失っていた。ところが米国は英國が提案する位だから反対することはなかろうと、1823年12月に「モンロー宣言」(下記参照)を単独で宣言する。

する方針に転換し、1824年初めに議会で國家承認を検討中であると発言するまでになった(Waddell 1985 p.216)。

[**新生国家の承認**]カニングは、その後も一貫して「神聖同盟」諸国がスペインの植民地の回復を支援することに反対の立場を貫いた。1823年12月にフェルナンド七世が各国に軍事援助を要請しても(Kaufmann 1967 p.169)、カニングが反対したことから、結局「神聖同盟」諸国は動かなかった。そして1824年12月にスペイン軍がアヤクチョの戦いで敗北し軍事的決着がつくと、英国は米国よりは遅れたものの、1825年2月にブエノス・アイレス、メキシコ、「グラン・コンビア」の国家承認を決定した。

独立運動とアメリカ合衆国

[**米国が抱えるスペインとの国境問題**]さて次はアメリカ合衆国と独立運動との関係である。英國の植民地であった北米大陸東部13州は1776年7月に独立を宣言し、1783年9月の「パリ条約」によってミシシッピー河以東を領有し、「新大陸」で最初の独立国になった。他方ラテンアメリカの独立の動きは1810年から本格化するが、その時独立を達成していた米国国民は、同じ植民地を経験した先輩国としてスペイン領植民地の独立運動に同情的であった。独立すれば自由に貿易が行えるようになるので、独立を支援するのが自然な流れであった。またナポレオンの脅威に直面せず、歐州の権力政治から遠いところにいたことで、比較的自由にふるまえる立場にあった。

しかし米国にはスペインとの関係悪化を招く独立運動を支援できない事情があった。それはスペインとの国境確定問題であった。

少し時間を遡って両国のこの問題を説明すると、独立間もない頃の1795年10月に米国はスペインとの間で「サン・ロレンソ条約」によってミシシッピー河以東、北緯31度以北の領土を自国領とすることで合意した(Zorrilla 1965 p.14)。また1803年4月にトマス・ジェファーソン大統領はナポレオンからミシシッピー河以西のルイジアナ地方を1500万ドルで購入した。その結果米国は、スペインの植民地「ヌエバ・エスパニア」と国境を直接接することになり、境界線を確定する問題が生じた。そこで1806年11月に両国はテキサスの東を流れるサビナス河とオンド河の間を両国の中立地帯にすることで国境を画定した(Zorrilla 1965 p.34)。

ところが領土的野心を持っていた米国は、フロリダ半島に食指を伸ばし、ジェイムズ・マディソン大統領がナポレオンの侵攻によるスペイン国内の混乱に乗じて、1810年10月に北緯31度以南に位置するパール河とミシシッピー河までの西フロリダの軍事的占領を容認し、1812年にこれを正式に併合した(Newton 1991 pp.17-18)。東フロリダについては「米英戦争」でスペインが英國側に立ったことから、それを口実に1813年にペルディド河(現在のフロリダとアラバマの州境)まで軍事占領した。こうして米は領土を拡大していくが、次にフロリダ半島を狙う米国としては、スペインとの間で軋轢を起こしたくなかった。

[**独立軍側に好意を示す米国**]1814年にナポレオンの失脚によってヨーロッパの混乱が治まると、1814年12月に「米英戦争」を終結させたマディソン大統領は貿易を促進したい思惑があって、英國に先んじて1815年9月にイスパノアメリカの臨時

政府を交戦団体として認め、中立を宣言した(Whitaker 1962 p.194)。中立宣言を出せば、独立派側が米国で武器弾薬を調達できるようになり、この決断は独立軍に有利であった。「神聖同盟」諸国との軋轢を招くことから時期尚早という意見もあったが、大統領にしてみれば、これが独立軍に対する精一杯の支援であった。

[スペインとの国境問題が解決]他方で国境画定問題の方は、ジェイムズ・モンローダー大統領が 1818 年の米英協約によって英國との間で北緯 49 度線を境にウッズ湖からロッキー山脈まで国境を確定させた。そこから西の大西洋岸に至るオレゴン地方については 10 年間共同管理することで合意した(共同領有のオレゴン地方が米国の単独領有になるのは膨張主義者のポーク大統領時代の 1846 年 6 月に「オレゴン条約」で合意してから)。すると残された懸案はスペインとの問題だけで、これについては 1819 年 2 月にフェルナンド七世との間で「アダムズ・オニス協定」を結び、フロリダ半島を 500 万ドルで獲得した。また同条約でスペイン領テキサスとの国境についてサビナス河とし(牛島 2011 p.52)、そこを起点とし北西に国境線を引き、北緯 42 度以北の太平洋までのオレゴン地方を米領土にすることで合意した。

こうして米国は、1821 年に「ヌエバ・エスパニア」で独立運動が再燃する直前にスペインとの間で有利に境界を画定に成功した。フェルナンド七世は「アダムズ・オニス協定」締結後も米国が中立政策を放棄し独立を認めるのではないか懸念し、2 年間協定の批准をためらったが、批准しなければ米国は力づくでもフロリダ半島を占領する

かもしれないという懸念から(Newton 1991 p.22)、1821 年に批准書を交換した。

[欧洲諸国に先立ち新生国を承認]スペインとの間で国境問題を解決したところに、1820 年 1 月にフェルナンド七世に対する自由主義者による政変が起り、スペインが植民地に増兵できる可能性が小さくなつた。また現地で独立軍の軍事的優勢が一層はっきりしたので、これ以上国家承認を引き延ばせば、イスパノアメリカがヨーロッパ側になびき貿易上の不利益を被ることを懸念し、モンローダー大統領は 1822 年 3 月に「リオ・デ・ラ・プラタ諸州連合」、チリ、ペルー、「グラン・コロンビア」、メキシコの独立が承認できる段階にあるとして議会に外交使節団派遣経費の予算承認を要請した(Whitaker 1962 pp.373-374)。また 1822 年 6 月に最初の国として「グラン・コロンビア」の外交使節と会い、また独立を承認した後の 1824 年 10 月には友好通商条約を署名した(Huck 1991 p.212)。隣国メキシコとの関係では 1822 年 12 月にイトゥルビデ皇帝から派遣された公使と会見した(Whitaker 1962 p.388)。更に米国は 1823 年に「リオ・デ・ラ・プラタ諸州連合」及びチリ、1824 年ブラジルを国家承認した(中嶋 2002 p.143)。ペルーについては、1824 年 3 月に領事を派遣したが、国家承認したのは 12 月にアヤクチョの戦いで副王軍が敗れ、ボリーバルがカリャオに残っていた王党軍を掃討した後の 1826 年のことであった。

[名高い「モンロー宣言」]最後にアメリカ合衆国が、イスパノアメリカ諸国が独立を達成しようとしていた頃に「モンロー宣言」を宣言したことにも触れておきたい。この宣言は、1823 年 12 月にモンローダー大統領が議会

宛年次教書の中で宣言したもので、その骨子は、合衆国の建国以来の伝統的な政策としてヨーロッパ諸国間の紛争及びその国内事情に干渉しないことを述べると共に、アメリカ大陸の独立した旧スペイン植民地に対するヨーロッパ諸国の干渉を合衆国への非友好的意向の表明と見なす非干渉主義、アメリカ大陸をもはや腐敗したヨーロッパの植民主義の対象にはならないとするいわゆる非植民地主義を内容としている。

この宣言はアメリカ合衆国の強い道徳的発想から生まれたものであるが、権利義務を伴う条約ではなく強制力のない米国的一方的な表明であった。19世紀にできた米外交の基本原則で、米国の太平洋岸に至る地域を合衆国の領土に編入すべきであるという「マニフェスト・デスティニイ」⁶の膨張主義と表裏一体の関係にある。というのも、二つの原則とも建国期以来の国是であるヨーロッパに対する「孤立主義」の伝統を共通項として生まれたからである。その時ヨーロッパ大陸諸国は米国が宣言を出すに至った裏には英國がいるであろうと噂するなど(Kaufmann 1967 p.166)、西半球に軍事干渉するブレーキになった。ちなみにこの「モンロー主義」は時代とともに意味が変わり「孤

立主義」というより、ラテンアメリカに対する膨張・介入主義の色彩が濃厚になり、反発を受けるようになる。

5. イスパノアメリカの建国

独立すると9カ国に

独立したスペイン領アメリカの新生国は单一国家にならず、植民地時代の副王領、総督領、長官領などの行政区をベースに「現有状態維持の原則」で国境線が引かれて、メキシコ、中米連邦共和国、グラン・コロンビア、ペルー、ボリビア、チリ、南アメリカ諸州連邦⁷、ウルグアイ、パラグアイの9カ国になった。それはスペイン領植民地が南北に広大で、人種、文化など各地域の事情が大きく異なり、バラバラに独立運動が起こったからである。ちなみに国境線を引く時に、先住民のことは考慮されなかった。その後中米連邦共和国が1841年までに5カ国となり、グラン・コロンビアは、1829年にベネズエラ議会が分離を決議したことを契機にコロンビア、エクアドルの3カ国になり、1903年にパナマが独立した。ちなみにキューバとプエルト・リコは19世紀末までスペイン領のままであった。こうしてイスパノアメ

⁶ 「マニフェスト・デスティニイ」、すなわち「明白な天明」とは、『デモクラティック・レビュー』誌の編集者オ・サリヴァンが1845年の7・8号に載せた「併合」という題の論文の中で初めて使った言葉である。その中でオ・サリヴァンは、「神によって与えられたこの大陸に我々が拡大するという明白な運命の偉大さを・・・」と述べ、低い文化水準にあるアメリカ大陸の地域に対して、アメリカ人が今までつちかってきた文化、制度などを与えるということは、神によって示されているアメリカ人の明白な運命であると述べた。

⁷ 現在のアルゼンチンのこと。ブエノス・アイレスを中心とする独立派は、旧「リオ・デ・ラ・プラタ副王領」を構成するウルグアイ、パラグア地域を含めて一つの国として独立することを意図していたが、ウルグアイとの間ではライバル心が働き、1828年にブラジルとアルゼンチンの緩衝地帯として独立した。また先住民アラニー族の国であるパラグアイは文化の違いがあって1813年に建国を宣言し、それぞれ別の国になった。

リカを連邦・連合、政治同盟で連帯させるというシモン・ボリーバルの夢は実現しなかった。

新生国家は共和国に

啓蒙主義者のドルバック男爵が人民の同意を得ていない君主は退けることができる」と主張したように(クランストン 1989 p.220)、啓蒙思想は君主に抵抗する権利をイスパノアメリカの人々に気付かせたばかりか、「絶対的な君主に服従する国民から、為政者を自らの意思で選ぶ国民へ、つまり市民国家への実現へとラテンアメリカを導いた国家主権の概念」を教えた(アスティゲタ No.35 2000 p.78)。

ところがクリオーリョが始めた新生国家の建設は決して容易なことではなかった。というのも、新たな指導者たちは、植民地時代にスペインが持っていた支配権、正統性、政治力を持っていなかったからである。独立後の政治形態について、サン・マルティン、イダルゴ、チリのオ’ヒギンスなど多くの者が立憲君主制を考えていた。ところが権威の拠り所にできる君主はどこにもいなかった。明治維新の際に、国民の意思を収攬するために、徳川幕府が「国家之御一大事」として朝廷=天皇にまつりごとを奉還し、新政府が国民の持っている危機意識を乗り越えるために、統一国家のシンボルとして、万世一系の天皇の権威に頼った(小路田 2005 pp.1 & 19)のとは異なる。こうしたことでも各國は共和主義政治を選んだ(但しメキシコでは 1822 年から 1823 年までイトゥルビデ皇帝の帝政)。

国家の理念、統治機構の枠組を決める憲法

建国にあたってまず求められたのは、新生国家の国家理念を明確にすることであった。クリオーリョ達は憲法制定でそれを示そうとした。

新憲法の制定には、フランスの「人および市民の権利宣言」、「アメリカ合衆国憲法」、スペインの立憲君主制を定めた進歩的な内容で知られる 1812 年憲法(いわゆる「カディス憲法」)が強く影響した(中川/矢谷 1988 p.17)。特に米国の独立や憲法から多くのことを学んだ(Davis 1972 p.36)。

ベネズエラで議会が 1811 年 12 月に制定した「ベネズエラ諸州連邦憲法」、1814 年 10 月に「ヌエバ・エスパニャ副王領」でモレロスの「国民議会」が採択した「メキシコアメリカの自由のための憲法(通称アパチングアン憲法)」(実際には未施行)、1819 年 4 月にブエノス・アイレスで開催された議会が採択した「南アメリカ諸州連邦憲法」は、スペインからの独立と国家の主権を謳うとともに、主権在民、共和政、三権分立、国民を代表する立法府の設置、立憲主義、自由、平等、財産権など市民の権利の尊重などを理念に謳った。

これらの憲法は、実際には平等、公平な政治参加など個々の権利を保障するという点で多くの限界を持っていた。また憲法が実効的であったとは言い難い。今日までしばしば憲法の改廃が行われた。新憲法の制定がクーデタなどで誕生した新政権の合法化の手段として利用されたりしたこともある。こうしたことからアメリカ合衆国憲法を模範に起草された法的規範であっても、イスパノアメリカでは憲法としての本来の役割を果たさなかったと言えるかもしれない。

6. ブラジルの独立

これまでスペイン領アメリカの独立について見てきた。ここからはポルトガル領ブラジルの独立の話をする。ブラジルの場合形の上では王室がナポレオン軍の侵攻により祖国を追われ、その後皇帝が君臨する国として独立した。それはあたかも植民地の独立というよりポルトガルとの分離であった。その結果ブラジルは政体の変化がなく、大きな独立戦争も経験しなかった。またヨーロッパ政治の荒波も余り受けなかった。その一方でナポレオンのイベリア半島侵攻が独立の契機になったことや独立後も植民地時代の封建的な支配が続いたのはイスパノアメリカと同じである。

ポルトガルと植民地のブラジル

[植民地からの金で繁栄したポルトガル]18世紀のポルトガルは、1693年にミナス・ジェライス地方で金が発見されたことでジョアン五世(治 1706-50)の時代に大いに潤った。「大航海時代」にポルトガルに富をもたらしたアジアとの貿易はオランダ、英国などの新興国の侵食によって下降局面になっていたが、王室はブラジルからの金のおかげで豊かであった。

ポルトガルは歴史的にフランスやスペインの脅威から英国との関係が深かった。両国は 1373 年に英国のエドワード三世(治 1327-77)とポルトガルのдон・フェルナンド(治 1367-83)がスペインのカスティーリヤと戦うために同盟を結んで以来の友好関

係にあった。1386 年にはジョアン一世(治 1385-1433)が最古の二国間同盟である「ウインザー条約」を結んだ。1580 年から 60 年間ポルトガルはスペインの支配を受けたが、その後スペインの脅威に備えるために 1642 年に英国と友好通商条約に調印した。1700 年にスペインがフランスと同じブルボン王朝なると英国とポルトガルの関係は一層強くなった。1703 年 12 月に締結したイギリス製毛織物などの輸入を許可する代わりにポルトガルの主要輸出產品であるワインの課税を最大限フランスものの 3 分の 2 にすることを取り決める「メシュエン条約」⁸は、両国の緊密な経済関係の象徴であった。その結果英國製の毛織物製品がポルトガルに流入した。ブラジルの金を頼って国内で産業を育成しなかったことから、植民地向けに輸出される工業製品のほとんどが英國製となり、その金の大半が英國に渡った(毛利 1978 p257)。まさに英國にとってポルトガルとの貿易は「金のなる木」であった。

ところが 18 世紀後半にはブラジルの金の生産量が下降し始めたことから、富が簡単に手に入る時代は終わりを告げた。そうした中でポルトガルの植民地支配を揺るがし、ブラジルで独立の先駆けとなるような出来事が幾つか起こった。主な事件としては「ミナスの陰謀」と「バイアの陰謀」が重要である。

[独立の狼煙、「ミナスの陰謀」]王室はマリア一世(治 1777-16)の時代に金生産量の下降で困るようになった。1788 年にバル

⁸ フランスとスペインに対抗するために結ばれた軍事条約とパッケージの 1703 年 12 月の「メシュエン条約」は、そのインパクトの割には簡単な通商条約であった。

バセナ子爵が金にかかる「キント税」に加え、年間一定量(100 アロバ=1470 キロ)の基準に達しない場合は不足分を人頭税として課税するという「デラマ制度」を厳格に運用するようにとの命を受けてミナス・ジェライスの「カピタニア」長官として赴任してきた。するとコインブラ大学などの留学先で啓蒙思想の影響を受けていた上層階級は、1788年末から共和国の宣言、国会・各都市に議会の創設、工業の振興、鉄鉱山の開発等を求めて謀議を始めた。しかしこの「ミナスの陰謀」は 1789 年 3 月に密告で首謀者達が捕縛されて終った。ジョアキン・ジョゼ・ダ・シルヴァ・シャヴィエル(通称ティラデンテス[歯抜き医の意])はリオで裁判にかけられ、1792 年 4 月に「反乱によって、(ブラジル)副王領からミナスのカピタニアを分離・分断し、独立した共和国を形成」しようとした罪⁹で(歴史学研究会 2008 p.214)絞首刑になった。

[「バイアの反乱」] ブラジルにはカリブ海地域以上にアフリカ奴隸が輸入された。奴隸の反乱はポルトガル王室とブラジルの支配階級にとって常に頭の痛い問題であった。1791年に始まった仮領サン・ドマングの奴隸の反乱はブラジルにも影響を与え、1798年8月にバイアで黒人、ムラトなど底辺であえぐ民衆が首謀者となって革命の気運が高まり、バイアの独立、共和制の樹立、万民の平等、奴隸制の廃止、独占の廃止、貿易の自由を主張して反乱を起こした。この反乱はすぐさまポルトガル国王軍によって

鎮圧された。

ブラジルが独立する前夜のポルトガル

[ナポレオン軍の侵攻]さてこれからブラジルが独立した時の話をしよう。スペインの植民地体制が崩壊するきっかけになったのがナポレオンのスペイン占領であったとするならば、ブラジルの独立の契機になったのもナポレオンであった。

ナポレオンは英國を経済封鎖しようと、1806 年 11 月に「ベルリン勅令」を出した。その時にポルトガルが大陸封鎖の破れとなっていたことから、1807 年 7 月に港を閉じ英國との通商を停止すること、ポルトガルに住む英國人の身柄を拘束し財産の没収することを要求した(Robertson 1939 p.18)。この難題に王室は、英國と伝統的な同盟を維持するか(それはナポレオン軍の侵入を意味)、またはフランスと同盟を結ぶか(その場合英國と海戦やブラジルとの通商を失うことを意味)という難しい選択を迫られた。マリア一世の摂政の任にあったドン・ジョンは苦悩の末ナポレオンの要求を拒否し英國の側につく道を選んだ。

そのことを知ったナポレオンは 1807 年 10 月にスペインとの間でポルトガルとその植民地を両国で分け合う「フォンテーヌブロー条約」を結び(バーミンガム 2002 p.144)、ジュノー軍をリスボンに向けて送った。この国家存亡の危機に摂政のドン・ジョンはリスボン占領直前の 11 月 25 日に貴族・高級官僚・大商人等一万人以上を引き

⁹ 判決は、陰謀がポルトガルの圧政に対する反乱ではなく、独立運動であったと断定している。その結果この「ミナスの陰謀」は、帝政が終わって共和国になってから、反植民地主義の始まりとして評価される。今日ティラデンテスは殉教者として神話化され、4月 21 日はブラジルの祝日である。

連れ、英海軍に守られてブラジルに船出するという離れ業を行った。一行は 1808 年 1 月にブラジル北東部にある旧首府サルヴァドールに一旦寄港し、その後リオ・デ・ジャネイロに向かって航海を続けた。

〔王室がブラジルへ移る意味〕王室にしてみれば、リオへ移るのは平和が回復されるまでの一時的緊急避難であった。ところが国王がブラジルにやってくると、どちらが本国なのか分からぬような状態になった。その上いつ本国に帰還できるのか見通しがたたない中で、ブラジルは豊かであったことから、その経済資源と植民地の政治的支援に依拠せざるを得なかった(高橋/網野 1997 p.324)。他方ブラジルにしてみればポルトガル王室が移転してくるのは、本国と一体化が進み植民地の地位を脱することを意味し歓迎すべきことであった。というのも王室がブラジルに移ってきて自由な貿易ができるようになったからである。また当時ブラジルは近代国家として何らの機能、条件も備えておらず、本国から工業の振興が禁ぜられ、大学の設置が認められず、新聞や書物の発行も許されていなかった。ところが王室がブラジルに移ることによって、行政機構の整備、軍の組織、学校・病院・銀行の設立、新聞の発行、書籍の輸入・印刷、工業の振興などが行われ、リオ、サンパウロ、ミナスを中心に大きく発展することになった。

〔深まるブラジルと英国の経済関係〕英國は王室のブラジル移転を助けたことで貿易上の優先的地位を築いた。1808 年 1 月にドン・ジョアンはサルヴァドールで助け

てもらった代償としてブラジルを開港し「王室と友好関係にある諸国¹⁰の船舶によって輸送」された商品の輸入を認める勅令を発布した。それまでブラジルを出る船は一旦ポルトガルに行きそこで税を払っていたが、その後は自由に各地へ輸出できることになった。それは本国の貿易独占から解放された現地の砂糖・綿花輸出業者の要望でもあった。その後英國は 1810 年 2 月に英國との間で通商航海条約を締結した(1844 年 11 月失効)。この条約によって英國はポルトガル船による輸入品に対する課税の 16% よりも低い 15% の課税で自国製品をブラジルに輸出することができた(但し 1816 年にポルトガル製品の関税も 15% に。他の国は 24%)。こうして英國はブラジルを足がかりに自国製品をスペイン領アメリカ市場にも輸出した。

〔帰国したがらない国王〕「ウィーン会議」後ポルトガルはイギリス軍が国政を牛耳り、植民地ブラジルの開港によって貿易の独占を失い、深刻な経済的打撃を受けた。にもかかわらず摂政のドン・ジョアンは依然としてリオに留まつたままであった。ドン・ジョアンは、1815 年 12 月にポルトガル領アメリカをブラジル に昇格させるために国名を「ポルトガル・ブラジル・アルガルヴェ連合王国」に改称した。カピタニア制は廃止され、ヨーロッパ式に州(プロヴィンシア)制になった。1816 年 3 月にマリア一世が没すると、ドン・ジョアンは連合王国のジョアン六世(治 1816-26)となり、リオで戴冠式を挙げた。

〔漸くジョアン六世が帰国の途に〕ジ

¹⁰ 具体的には英國のこと

ジョアン六世がブラジルに残ったままで、ポルトガルの政治経済状況が一向に好転しない中で、1820年4月にスペインで自由主義者達が政権の中枢に座るという出来事があった。それに触発されてジョアン六世の無策に不満な憲政派の商業ブルジョワジーと軍将校達が1820年8月にポルトで英國の占領に抗議する自由主義的な「革命宣言」を出し、臨時政府の樹立と制憲議会の招集を呼び掛けた。この動きは首都リスボンにも飛び火し、9月に「臨時評議会」が設置された。

1821年1月に国民議会「コルテス・ジェライス」が140年ぶりに招集された。国王がブラジルに居を構えている限り、まるで本国の方が植民地状態になっていることに不満であった。他方ブラジルではジョアン六世の帰国の是非や憲政制度を巡って意見の対立が激しくなっていた。国王はポルトガルの政治が自分の手から離れて動いていくことを懸念し、漸く皇太子のドン・ペドロを摂政として残して帰還を決意し、1821年4月にリスボンに向け帰国の途についた。

結局ブラジルは独立することに

[再植民地化に動く本国]すると1821年6月に軍がリオで反乱を起こし、摂政のドン・ペドロにポルトガルの「コルテス・ジェライス」への忠誠を誓わせようとする動きに出た。またコルテスはブラジルの各プロヴィンシアに土地の有力者から成る「自治委員会」を設立するなど、味方に引き込む工作を始めた。それはリオが持っていた地位が脅かすこと(Barman 1988 pp.74-75)、ドン・ペドロにとっても困った事態であった。

これに対しジョゼ・ボニファシオ等の「ルゾ・ブラジルグループ」と呼ばれた啓蒙主義者達はポルトガルとブラジルの連邦制度を主張した。アメリカの独立およびフランス革命から思想的影響を受け、ブラジルの自治・独立を主張する「急進派」と呼ばれたグループも台頭した。彼らは王室を中心とするブラジル人による統治を望んだ(Barman 1988 pp.76-78)。両グループとも本国による再植民地化には反対する点で一致していた。

ブラジルでポルトガルと別れようとする考えが強まる中で、1821年9月に本国のコルテスは、新憲法ができるまでの行政機構として、ブラジルの各プロヴィンシアにリスボンが指名する軍司令官が指揮する「臨時自治委員会」を設置するばかりか、ドン・ペドロの「リオ政府」の地位のはく奪し、帰国を命ずるという二法を採択した。これらの法は実質的にブラジルを再植民地化するもので、その報が12月にリオに届くと、ブラジルの独立と自分達の利益が侵害されることに対し「急進派」グループのみならず「ルゾ・ブラジルグループ」からも強い反発の声が出て、ドン・ペドロがコルテスに従わずにはブラジルに残ることを支持する声が朝野で巻きあがった(Barman 1988 pp.81-83)。

[ドン・ペドロの「フィコ宣言」]ドン・ペドロは度重なる本国からの帰国命令に大いに苦悩するが、次第にブラジル人の声に耳を傾けるようになり、1822年1月に自分は国王としてブラジルに「フィコ(余は残る)」と答えた。そしてジョゼ・ボニファシオを内相・外相に任命して内閣を組織させ、駐留していたポルトガル兵を撤退させた。ジョゼ・ボニファシオは、植民地のステータ

スのままに置いて自由な商業活動を妨害しようとする本国に抵抗するなどポルトガルの干渉を排除するように努めた。ところが次第に独立を求める「急進派」の力が強まった。本国ではブラジルのこの動きに不信感を強めた。5月にリオの市議会がドン・ペドロに本国の「コルテス・ジェライス」とは別の制憲議会の招集を要請した。6月には14州の代表からなる制憲議会を招集する政令が発布され、同議会が今後のブラジルの君主体制を構築する任務を担うことになった(Barman 1988 pp.93-94)。

[「イピランガの叫び」]ところがドン・ペドロがリオを留守にしていた時に、「摂政皇太子の布告を無効としたうえで、再び摂政皇太子のリスボン帰還を決定し、閣僚たちを裏切り者と非難する」命令書が本国から届くと(ファウスト 2008 p.108)、その知らせを手にしたドン・ペドロは、1822年9月7日にサントスのイピランガ川の近くの丘で独立の叫びを発した。これが有名な「イピランガの叫び」と呼ばれるものでブラジル独立宣言である。そして1822年12月にドン・ペドロは初代皇帝ペドロ一世として戴冠した。

[分離という形で独立]こうしてブラジルの独立は、スペイン領アメリカで見られたような長く厳しい武力闘争もなく、また本国からの軍事干渉を受けることもなく、本国とドン・ペドロとの政治的駆け引きの中で達成された。それは植民地の独立というよりも王室の分離であった。

そのことによってブラジルは単一の立憲君主国として広大な国土を維持できた。

というのも、リオに移転してきた王室の権威が正統性の証としてブラジル社会の中で求心的な役割を果たしたこと、皇帝の軍が国内の反乱を力で抑えつけて統一国家の維持に努めたからである。地方の有力者たちも、奴隸制度を維持したいと考えており、絶対的服従を求める本国よりもある程度の自治を容認する新皇帝の方が望ましいと考えた。そしてブラジルは短期間皇帝を抱いたメキシコやハイチを除けばラテンアメリカで唯一の立憲君主国になった。

おわりに

この論稿を締めくくるにあたり、イスパノアメリカの独立が「環大西洋革命」の一環であったとの見方について考えてみたい。

憲法で啓蒙思想の理念を定礎

各地で出された独立宣言を読むと、アメリカ合衆国の「独立宣言」と異なり、啓蒙思想の理念は書かれていない。そこには、植民地人が独立に立ちあがる理由として、国王が不在になった時に統治権は人民に返されるというスペインの伝統的な考え方や「摂政政府」が植民地の人民を代表していないので植民地も本国人と同様に政府を樹立し、独立する権利があると述べているだけである。啓蒙思想の理念が形となって姿を現らわすのは新憲法を制定した時である。憲法の中でフランスの啓蒙主義者たちが提唱した人民主権と自由、平等、財産権、共和政、三権分立、すなわち民主主義の概念を謳った。“新しい革袋に新しい酒を盛った”¹¹の

¹¹ この言葉の出典である『新約聖書』マタイ伝では、“新しき葡萄酒は新しき革袋に入れ”る、になっている

である。

独立は「環大西洋革命」の一つか

確かにこの独立はフランス革命とアメリカ合衆国の独立と同様に絶対王政に対する革命、腐敗したヨーロッパからの独立という意味で、形の上では似ているように見える。だが「環大西洋革命」の一つであったかを決めるのはその中味であろう。誰が革命の主体で、政治経済社会にどのような改革をもたらしたかを見る必要がある。

日本ではフランス革命が王権に対する貴族の反抗に始まって、ブルジョワジー、都市の民衆、農民という第三身分が経済苦から革命に参加し、人権宣言を採択し、アンシャン・レジーム下にあった聖職者・貴族の特権階級を倒して自分達の政治支配を確立したという「フランス革命=ブルジョワ革命説」が有力である(服部/谷川 1993 pp.49-50)。そして絶対王政が解体されたことにより、市民的平等と国民代表制とともにとづくブルジョワ的共和政の道が開かれ、私的所有権の絶対性と経済活動の自由を確立し、ナポレオンの時代を通じて資本主義が全面展開できる法的・前提条件がつくりだされたと解釈されている(服部/谷川 1993 pp.72-73)。

他方アメリカ合衆国の独立はどうか。ここでは17世紀に植民地ができた時、国王から特定の貴族や企業家に特許状が与えられただけで、建設自体は政府の事業として行われなかった(有賀 1987 p.110)。13植民地の社会は、植民が始まった時からイギリス臣民としての自由、植民地代議会による自治を持つなど自由民主的な雰囲気が

あった。ところが「七年戦争(1756-1763)」の終結とともにイギリスの統制と課税強化をきっかけに人間生得の自然権を根拠としてアメリカ人の自由を求めて独立闘争が始まった(名古 1992 pp.43-44)。18世紀の急速な経済発展によって中流の有権者層が拡大し、彼らが地方自治体の指導層になり、腐敗した旧世界の伝統とは違う自由・平等などの基本的価値に基づく共和主義、民主主義、自由主義を国家理念とした(名古 1992 p.271)。憲法で連邦制の共和国、人民主権、立憲主義、三権分立、二院制、民主政治、私権の尊重、(修正条項の中で)市民の自由を尊重する権利のなどの普遍的理念が謳われ「アメリカ共和国」になった。アメリカ合衆国はもともとアンシャン・レジーム的体制がなかったことから、フランス革命と比べると社会革命としての要素は乏しかった(有賀 1987 pp.130-131)。

道半ばに終わったラテンアメリカの独立革命

それではイスパノアメリカの独立の場合はどうであったか。専制・貴族政治や旧世界の旧習から自由を達成しようとする点では同じであった。ところが違っていたのは、フランスの聖職者・貴族の特権階級に相当するペニンスラールが独立によって追い出され、その後に準支配階層にあったクリオーリョが政治の舞台に座ったことである。中産階級や産業の発展を担うブルジョワジーは育っていなかった。国民の太宗を占めるメスティソ、先住民、有色人種、奴隸は、独立闘争に参加しても将棋の“歩”的存在で、うまく使われただけで、独立後に地位が上

る。なお新しき葡萄酒はユダヤ教に代わるキリスト教の教えをさしている。

ることも、豊かになることもなかった。憲法ができても高邁な道徳性は謳われておらず、法が尊重される民主的な国、公正な社会にならなかった。植民地時代からの旧弊や封建主義が根強く残った。クリオーリョ層は先住民、有色人種、奴隸のために改革を進める気もなかった。つまり独立は植民地時代のエリート層内部の権力闘争という政治的な出来事であった(ギブソン 1981 p.226)。

そこでイスパノアメリカでは、民主政治、キリスト教からの政治の独立、信仰の自由¹²、農民と奴隸解放、農地改革、貧富の格差の是正、国内産業の育成、科学や技術の普及、社会意識の近代化などの解決にはその後も長い時間を要した。孤高の「解放者」シモン・ボリーバルは、1830年12月にカリブ海のサンタ・マルタの農園で死を間近に

して、ラテンアメリカの政治統合と経済社会改革の夢がカウディリョや伝統的支配層の抵抗により挫折していたことに気付き、自分がしたのは海を鋤で耕すようなものであった(サルセド=バスタルド 1986 p.115)と吐露した。

ちなみにブラジルの場合はどうであったか。この国の独立は王朝の分離という形の宮廷革命であったことから、多くの皇帝側近や貴族、官僚、ポルトガル人の大商人達がブラジルに残った。その結果植民地時代のままの体制が温存された。奴隸制度も1888年まで続いた。ボリス・ファウストも「独立はブラジルの社会・経済秩序や統治体制にたいした変化をもたらさなかった」と述べている(ファウスト 2008 p.115)。

¹² ヨーロッパでは国教の廃止まで長くかかった。信教の自由が認められても、政教の分離が実現したのはそんなに昔のことではない。フランスでは1905年の政教分離法、イタリアでは1929年の「ラテラノ和解」の成立によってである。ドイツでは1886年まで政教の覇権争いが続いた。ローマ教会が宗教・信教の自由を承認するのは1963年のヨハネス二世の回勅「バーチェム・イン・テリース」においてであった(名古 1992 pp.94-95)。

参照文献

- アスティゲタ、ベルナルド P.(1999、2000) 「ラテンアメリカの独立へ」 『上智大学外国語学部紀要』、No. 34 、No.35。
- 有賀貞(1987) 『アメリカ史概論』、東京大学出版会。
- 牛島万 「リオ・グランデ境界の軍事化と米墨戦争」 天理大学アメリカス学会編 『アメリカス研究』、2011年12月 第16号。
- ギブソン、チャールズ(染田秀藤訳)(1981) 『イスパノアメリカー植民地時代一』、平凡社。
- 神代修(2001) 『シモン・ボリーバル』、行路社。
- クランストン、モーリス(富沢克・山本周次訳)(1989) 『啓蒙の政治学者たち』、昭和堂。
- 小路田泰直(2005) 「天皇主権の確立」 歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 第8巻 近代の成立』、東京大学出版会。
- サルセド=バスタルド、ホセ・ルイス(水野一監訳)(1986) 『シモン・ボリーバル ラテンアメリカ解放者の人と思想』、春秋社。
- 高橋均/網野徹哉(1997) 『世界の歴史 18 ラテンアメリカ文明の興亡』、中央公論社。
- 名古忠行(1992) 『アメリカン・コモンウェルス』、法律文化社。
- 中川和彦/矢谷通朗編(1988) 『ラテンアメリカ諸国の法制度』、アジア経済研究所。
- 中川和彦(2000) 「ラテンアメリカの独立の動きと先駆的憲法」 『成城法学』、No.61。
- 中嶋啓雄(2002) 『モンロー・ドクトリンとアメリカ外交の基盤』、ミネルヴァ書房。
- バーミンガム、デビッド(高田有現・西川あゆみ訳)(2007) 『ポルトガルの歴史』、創土社。
- 服部春彦/谷川稔編著(1993) 『フランス近代史—ブルボン王朝から第五共和政へ—』、ミネルヴァ書房。
- ファウスト、ボリス(鈴木茂訳)(2008) 『ブラジル史』、明石書店。
- フンボルト、アレクサンダー・フォン(大野英二郎・荒木善太訳)(2003) 『新大陸赤道地方 紀行 下』、岩波書店。
- 山田睦夫・鈴木茂(2022) 『ブラジル史』、山川出版社。
- 毛利健三(1978) 『自由貿易帝国主義—イギリス産業資本の世界展開』、東京大学出版会。
- 歴史学研究会編(2008) 『世界史資料 7—南北アメリカ 先住民の世界から一九世紀まで』、岩波書店。
- Barman, Roderick J. 1988. *Brazil - The Forging of a Nation, 1798-1852*. Stanford : Stanford University Press.
- Bartley, Russell H. 1978. *Imperial Russia and the Struggle for Latin American Independence 1808-1828*. Austin, Texas : The University of Texas Press.
- Costeloe, Michael P. 1986. *Response to Revolution - Imperial Spain and the Spanish American revolutions, 1810-1840*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Davis, Harold Eugene. 1972. *Latin American Thought*. Baton Rouge : Louisiana State University

Press.

- Huck, Eugene R. ‘Early United States Recognition of Colombian Independence and Subsequent Relations to 1830.’ In *United States - Latin American Relations, 1800 - 1850*. Edited by Shurbutt, T. Ray. 1991. Tuscaloosa : The University of Alabama Press.
- Kaufmann, William W. 1967. *British Policy and the Independence of Latin America, 1804-1828*. Archon Books.
- Lynch, John. 1985. ‘The Origins of Spanish American Independence,’ In *The Cambridge History of Latin America III*. Edited by Bethell, Leslie. Cambridge: Cambridge University Press.
- Miller, Rory. 1993. *Britain and Latin America in the Nineteenth and Twentieth Centuries*. London and New York : Longman.
- Newton, Wesley P. ‘Origens of United States-Latin American Relations.’ In *United States - Latin American Relations, 1800 - 1850*. Edited by Shurbutt, T. Ray. 1991. Tuscaloosa : The University of Alabama Press.
- Robertson, William Spence. 1939. *France and Latin-American Independence*. The Johns Hopkins Press.
- Waddell, D. A. G. ‘International politics and Latin American Independence.’ In *The Cambridge History of Latin America III From Independence to c. 1870*. Edited by Bethell, Leslie. 1985. Cambridge : Cambridge University Press.
- Whitaker, Arthur Preston. 1962. *The United States and the Independence of Latin America, 1800-1830*. New York : Russell & Russell • INC.
- Zorrilla, Luis G. 1965. *Historia de las Relaciones entre México y los Estados Unidos de América 1800-1958*. México : Editorial Porrúa.